

令和4年 第2回 琴浦町教育委員会 定例会 日程

と き：令和4年2月24日（木）13:30～

ところ：まなびタウンとうはく 第1会議室

1 開 会

2 議事録署名委員の指名

（森田委員、新田委員）

3 教育長報告

4 各課報告

5 議 事

議案第1号 琴浦町スクールバスの運行及び管理に関する規則の改正について

議案第2号 大成地区通学援助費要綱の制定について

議案第3号 琴浦町遠距離通学生徒補助金交付要綱の一部改正について

議案第4号 琴浦町カウベル調理加工等施設条例の一部改正について

議案第5号 琴浦町カウベル調理加工等施設の指定管理者の指定について

議案第6号 聖郷小学校学校運営審議会委員の任命について

議案第7号 船上小学校学校運営審議会委員の任命について

議案第8号 令和3年度（3月定例議会）補正予算要求について

議案第9号 令和4年度当初予算要求について

6 その他

7 閉 会

臨時会：令和4年3月9日（水） 8時30分～

次回定例会：令和4年3月 日（ ） 時 分～

議案第 1 号

琴浦町スクールバスの運行及び管理に関する規則の改正について

琴浦町スクールバスの運行及び管理に関する規則を改正することについて、
地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 1 5
条第 1 項の規定に基づき、本委員会の議決を求める。

令和 4 年 2 月 2 4 日 提 出

琴浦町教育委員会教育長 田 中 清 治

令和4年琴浦町教育委員会規則第 号

琴浦町スクールバスの運行及び管理に関する規則の一部を改正する規則

第1条 琴浦町スクールバスの運行及び管理に関する規則(平成26年琴浦町教育委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(スクールバスの利用手続)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 学校長は、<u>前項の規定による申請をとりまとめた報告書を教育委員会に提出しなければならない。</u></p> <p>3 教育委員会は、第1項の申請があった場合において、スクールバスの利用が適当であると認めるときは、当該児童に対しスクールバス利用許可証(<u>様式第2号</u>)を交付する。</p> <p>4及び5 略</p> <p>(通学以外に使用する場合の手続)</p> <p>第7条 第5条各号の規定によりスクールバスを使用しようとするときは、使用許可申請書(<u>様式第3号</u>)を教育委員会に提出し、許可を受けなければならない。ただし、授業日以外の日に使用する場合は、事前に教育委員会と協議するものとする。</p> <p>別表(第4条関係)</p>	<p>(スクールバスの利用手続)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 学校長は、<u>通学のためスクールバスを利用しようとする児童を取りまとめ、スクールバス利用報告書(様式第2号)を前項の申請書とともに教育委員会に提出するものとする。</u></p> <p>3 教育委員会は、第1項の申請があった場合において、スクールバスの利用が適当であると認めるときは、当該児童に対しスクールバス利用許可証(<u>様式第3号</u>)を交付する。</p> <p>4及び5 略</p> <p>(通学以外に使用する場合の手続)</p> <p>第7条 第5条各号の規定によりスクールバスを使用しようとするときは、使用許可申請書(<u>様式第4号</u>)を教育委員会に提出し、許可を受けなければならない。ただし、授業日以外の日に使用する場合は、事前に教育委員会と協議するものとする。</p> <p>別表(第4条関係)</p>

学校名	行政区名
聖郷小学校	野井倉・中津原・上三本杉・下三本杉・別宮・古長・矢下・八反田・宮場・上法万・下法万・杉地・平和・大杉・福永・野田・倉坂
船上小学校	上中村・筥津・坂ノ上・下市・梅田・尾張・竹内・赤碓金屋・宮木・大熊・国実・大父・平田ヶ平・大父木地・山川・山川木地

スクールバスの区分	学校名	行政区名
1号車	聖郷小学校	野井倉・中津原・上三本杉・下三本杉・別宮・古長・矢下・八反田・宮場・上法万・下法万・杉地
2号車	聖郷小学校	平和・大杉・福永・野田・倉坂(一ツ屋を除く)
3号車	船上小学校	上中村・筥津・坂ノ上・下市・梅田・尾張
4号車	船上小学校	竹内・赤碓金屋・宮木・大熊・国実・大父・平田ヶ平・大父木地・山川・山川木地

備考 通学距離が概ね3キロメートル以上の行政区に居住する児童を対象とする。

第2条 琴浦町スクールバスの運行及び管理に関する規則の一部を次のように改正 する。

様式第2号を削り、様式第3号を様式第2号とし、様式第4号を様式第3号とする。

様式第1号中「

校 長 確 認	上記のとおり相違ないことを確認しました。 琴浦町立 小学校 校長 ⑩	
備 考 (校長記入欄)	利用区分	・通学距離が概ね3キロメートル以上の行政区に居住する児童 ・その他教育長が特に必要と認める児童
	バスの区分	「 号車」
	その他特記事項	

」を削り、「

保護者

住所 琴浦町

氏名 ⑩

」を「

保護者 (氏 名) (※)

(※)本人が手書きしない場合は、

記名押印してください。

(電話番号)

」に改める。

様式第2号中「1 スクールバスに乗車する場合、本証を必ず携帯してください。ただし、提示の必要はありません。」を「1 スクールバスに乗車する場合、本証を提示してください。」に改める。

様式第3号中「

使用する日時	年 月 日() 時 分 ~ 時 分		
使用目的		乗車予定 人数	人
経路			
使用予定車両	琴浦町スクールバス【 1号車 ・ 2号車 ・ 3号車 ・ 4号車 】		
備考			
校長確認	児童の登下校に支障がないことを確認しました。 年 月 日 学校長名		印

」を「

使用する日時	年 月 日() 時 分 ~ 時 分		
使用目的		乗車予定 人数	人
経路			
希望台数	台 (備考)		

」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第1条中別表の改正規定は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に改正前の琴浦町スクールバスの運行及び管理に関する規則第6条第3項の規定により交付されたスクールバス利用許可証は、改正後の琴浦町スクールバスの運行及び管理に関する規則第6条第3項の規定により交付されたスクールバス利用許可証とみなす。

議案第 2 号

大成地区児童生徒通学援助費支給要綱の制定について

大成地区児童生徒通学援助費支給要綱を制定することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 1 5 条第 1 項の規定に基づき、本委員会の議決を求める。

令和 4 年 2 月 2 4 日 提 出

琴浦町教育委員会教育長 田 中 清 治

令和4年琴浦町訓令第 号

大成地区児童生徒通学援助費支給要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大成地区から八橋小学校及び東伯中学校へ通学する児童生徒を有する保護者(以下「保護者」という。)に対し、自家用車による送迎にかかる経費の負担軽減を図ることを目的として、通学援助費(以下「援助費」という。)を支給することについて、必要な事項を定めるものとする。

(援助費の額等)

第2条 援助費の額は、世帯の児童生徒の数にかかわらず、1世帯当たり年額100,000円とする。

(援助費の申請等)

第3条 援助費の支給を受けようとする保護者は、大成地区児童生徒通学援助費支給申請書(様式第1号)を町長に提出しなければならない。

第4条 町長は、前条に規定する申請書が提出され、その内容を審査して適当と認めたときは、大成地区児童生徒通学援助費支給認定書(様式第2号)を保護者へ通知するものとする。

(その他留意事項)

第5条 その他この要綱に定める以外、必要な事項は、その都度教育委員会で定めることとし、次の各号に留意する。

- (1) 児童生徒に異動が生じた場合は、遅滞なく教育委員会に報告し、払い戻し等の適切な手続きをとらなければならない。
- (2) 偽りその他の不正な手段により援助費を受けた保護者があったときは、返還を求めることができる。

附 則

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

様式第1号(第4条関係)

年 月 日

琴浦町長 様

(住 所)

保護者 (氏 名)

(電話番号)

大成地区児童生徒通学援助費支給申請書

大成地区児童生徒通学援助費支給要綱第4条の規定により、通学援助費の支給を受けたいので下記のとおり申請します。

記

対象児童・生徒 (学校名・学年・氏名)	(東伯中・八橋小学校・ 年・)
	(東伯中・八橋小学校・ 年・)
	(東伯中・八橋小学校・ 年・)
申請金額	100,000円

様式第2号(第5条関係)

第 号
年 月 日

様

琴浦町長

印

大成地区児童生徒通学援助費の支給について（通知）

年 月 日付で申請のありました大成地区児童生徒通学援助費については、大成地区児童生徒通学援助費支給要綱第5条の規定に基づき、次のとおり認定をしたので、通知します。

記

1 児童生徒名

2 支給額

議案第 3 号

琴浦町遠距離通学生徒補助金交付要綱の改正について

琴浦町遠距離通学生徒補助金交付要綱を改正することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 1 5 条第 1 項の規定に基づき、本委員会の議決を求める。

令和 4 年 2 月 2 4 日 提 出

琴浦町教育委員会教育長 田 中 清 治

令和4年琴浦町内訓第 号

琴浦町遠距離通学生徒補助金交付要綱の一部を改正する内訓

琴浦町遠距離通学生徒補助金交付要綱(平成24年琴浦町内訓第35号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(交付対象者)</p> <p>第4条 交付対象者は、別表に定める区域から<u>町営バス</u>を利用して通学する生徒(以下「生徒」という。)の保護者とする。ただし、区域外又は校区外から通学する生徒の保護者はこの限りでない。</p> <p>(補助金の額)</p> <p>第5条 補助金の額は、<u>町営バス</u>の利用区間に係る通学用定期乗車券(以下「定期券」という。)の額とする。</p>	<p>(交付対象者)</p> <p>第4条 交付対象者は、別表に定める区域から<u>有償の公共交通機関</u>を利用して通学する生徒(以下「生徒」という。)の保護者とする。ただし、区域外又は校区外から通学する生徒の保護者はこの限りでない。</p> <p>(補助金の額)</p> <p>第5条 補助金の額は、<u>次の各号に掲げる公共交通機関</u>の利用区間に係る通学用定期乗車券(以下「定期券」という。)の額とする。</p> <p>(1) <u>乗合バス又は鉄道を利用する場合は、6箇月ごとの定期券の額</u></p> <p>(2) <u>6箇月に満たない場合は、最も経済的かつ合理的と認められる方法により町教育委員会が算出した定期券の額</u></p>

附 則

この内訓は、令和4年4月1日から施行する。

議案第4号

琴浦町カウベル調理加工等施設条例の一部改正について

別紙のとおり、琴浦町カウベル調理加工等施設条例(平成18年琴浦町条例第69号)の一部を改正することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第15条第1項の規定に基づき、本委員会の議決を求める。

令和4年 2月24日 提出

琴浦町教育委員会教育長 田中清治

令和4年琴浦町条例第 号

琴浦町カウベル調理加工等施設条例の一部を改正する条例

琴浦町カウベル調理加工等施設条例(平成18年琴浦町条例第69号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(管理の期間)</p> <p>第6条 指定管理者が第4条に規定する業務を行う期間は、3年以内とする。ただし、再指定による期間の更新を妨げない。</p>	<p>(管理の期間)</p> <p>第6条 指定管理者が第4条に規定する業務を行う期間は、<u>同条に規定する町長の指定を受けた日の属する年度の2月1日から</u>3年以内とする。ただし再指定による期間の更新を妨げない。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 5 号

琴浦町カウベル調理加工等施設の指定管理者の指定について

琴浦町カウベル調理加工等施設の指定管理者の指定について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 2 1 条第 1 9 項及び第 2 9 条の規定により、本委員会の意見を求める。

令和 4 年 2 月 2 4 日 提 出

琴浦町教育委員会教育長 田 中 清 治

琴浦町カウベル調理加工等施設に係る指定管理者の指定について

次のとおり、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する公の施設の指定管理者を指定することについて、同法第244条の2第6項の規定により、本議会の議決を求める。

1 公の施設の名称 琴浦町カウベル調理加工等施設

2 指定管理者

(1) 住所 鳥取県倉吉市越殿町1409番地

(2) 団体名 鳥取中央農業協同組合

(3) 代表者 代表理事組合長 栗原隆政

3 指定の期間 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

議案第 6 号

聖郷小学校学校運営協議会委員の任命について

琴浦町学校運営協議会規則（令和 3 年琴浦町教育委員会規則第 7 号）第 8 条第 1 項の規定に基づき、次の者を委員として任命したいので、本委員会の同意を求めらる。

令和 4 年 2 月 2 4 日 提 出

琴浦町教育委員会教育長 田 中 清 治

学校運営協議会委員

学校名 (聖郷小学校)

	氏 名	所属・役職等	備考 (住所)
1	田中 敏夫	下郷地区公民館長・地域	琴浦町鋤
2	岩本 昭一	上郷地区公民館長・地域	琴浦町大杉
3	馬野 忠篤	古布庄地区公民館長・地域	琴浦町古長
4	治郎丸 彰	P T A会長、保護者	琴浦町三本杉
5	陰山 仁美	学校支援ボランティア、保護者	琴浦町森藤
6	笹浪 美智代	学校支援ボランティアコーディネーター、保護者	琴浦町三保
7	山田 繭子	学校支援ボランティア、梨栽培体験	琴浦町杉下
8	横山 英明	学校支援ボランティア (整地、雪かき、農業)	琴浦町山田
9	伊藤 等	保護者、地域	琴浦町公文
10	定常 眞由美	地域	琴浦町別宮
11	谷口 眞弓	主任児童委員 (聖郷小担当)	琴浦町上伊勢
12	倉本 政寛	地域	琴浦町福永
13	福本 博美	こがねこども園長	琴浦町鋤
14	河野 俊隆	校長	
15	中川 弘通	教頭 (地域連携担当)	

議案第7号

船上小学校学校運営協議会委員の任命について

琴浦町学校運営協議会規則（令和3年琴浦町教育委員会規則第7号）第8条第1項の規定に基づき、次の者を委員として任命したいので、本委員会の同意を求めらる。

令和4年2月24日 提出

琴浦町教育委員会教育長 田 中 清 治

学校運営協議会委員

学校名 (船上小学校)

	氏 名	所属・役職等	備考 (住所)
1	永田 彰寿	安田地区公民館長	琴浦町八幡
2	倉長 幸代	民生・主任児童委員	琴浦町笹津
3	大石 陽一郎	地域	琴浦町西宮
4	小泉 和枝	学校支援ボランティア コーディネーター	琴浦町八幡
5	那須 典久	以西地区地域振興協議会長	琴浦町宮木
6	西村 敦郎	赤碕文化センター館長	琴浦町赤碕
7	前田 文雄	保護司	琴浦町出上
8	御崎 智徳	P T A会長	琴浦町高岡
9	久米 康	校長	
10	岡本 律子	教頭 (地域連携担当)	

議案第 8 号

令和 3 年度補正予算要求について

令和 3 年度教育費補正予算を要求することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 2 9 条の規定に基づき、本委員会の意見を求める。

令和 4 年 2 月 2 4 日 提 出

琴浦町教育委員会教育長 田 中 清 治

令和3年度予算要求の概要(補正第11号)

教育総務課

歳出		歳入	
項目	金額	項目	金額
1. 新型コロナウイルス感染症対策事業	6,300 千円	(国)学校保健対策事業費補助金	3,150 千円
消耗品費	3,500千円		
備品購入費	2,800千円		
2. 八橋小学校図書館空調改修工事	8,967 千円	(国)学校施設環境改善交付金	1,234 千円
設計委託料	690千円	補正予算債	2,100 千円
工事費	8,277千円		
3. 寄付金による図書整備	500 千円	寄付金	500 千円
図書購入費	350千円		
消耗品費	150千円		
4. 実績見込みによる減額	-2,611 千円	町費	6,172 千円
計	13,156 千円	計	13,156 千円

議案第9号

令和4年度当初予算要求について

令和4年度教育費当初予算を要求することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、本委員会の意見を求める。

令和4年2月24日 提出

琴浦町教育委員会教育長 田 中 清 治